

第 8 1 期

事 業 報 告 書

2018年 4月 1日から

2019年 3月31日まで

松本油脂製薬株式会社

第 81 期 事 業 報 告

[2018年4月1日から
2019年3月31日まで]

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や設備投資に足踏み感が見られるものの、雇用環境の改善も持続し、緩やかな景気回復基調が続いています。一方、世界経済は、米中貿易摩擦が及ぼす影響や英国のEU離脱交渉の問題等により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの重要な販売分野である繊維工業関連におきましては、国内では生産拠点が海外に移転し、また大手顧客の不採算製品の生産中止及び体力強化のための事業構造改革の影響による販売量の減少などもあり、依然として厳しい状態が続いております。一方、海外の繊維工業関連におきましては、長年に亘り生産拡大路線を続けてきた中国繊維産業の設備投資に陰りが見え始めています。また、前連結会計年度に一部地域で発生していた工場環境対策工事による操業停止や生産調整はほぼ終了いたしました。各業界内での企業淘汰の兆しが見え始めています。

非繊維工業分野におきましては、国内自動車関連では新車販売が軽自動車の回復で微増となり、建築関連は東京五輪関連施設の需要もあり持ち直してきております。海外自動車関連では米国及び中国で新車販売が減少し、世界的に新車販売の伸びは頭打ちの傾向にあります。

このような状況下、当社グループでは高品質で価格競争力のある製品の開発を行うとともに、市場ニーズに合致した製品の早期開発に注力してまいりました。また、国内においては、顧客の生産拠点の海外移転への対応を柔軟に行い、海外においては、主力の中国市場以外での拡販にも注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高32,803百万円(前年同期比2.1%増)、営業利益5,255百万円(前年同期比0.6%減)、経常利益6,397百万円(前年同期比9.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益4,534百万円(前年同期比18.4%増)となりました。

・部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は23,275百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益は3,708百万円（前年同期比0.3%減）となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内繊維メーカー各社が縮小傾向の中、これまで堅調に生産を伸ばしていた不織布分野が停滞気味となっております。海外向けでは、化合繊維油剤、工業用活性剤の販売が不振となり、外部顧客に対する売上高は3,069百万円（前年同期比4.2%減）となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては、国内では、アパレル業界における差別化商品の生産量アップの影響で売上が回復しましたが、産業資材分野におきましては顧客による生産調整の影響で低迷しました。非繊維工業分野では自動車ケミカル製品、トイレタリー分野が堅調で、前年同期を上回る販売となりました。海外向けでは産業用繊維分野、高機能繊維分野において販売数量を伸ばしました。その結果、外部顧客に対する売上高は19,294百万円（前年同期比3.5%増）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、国内の繊維工業関連加工剤の販売は前年同期よりやや減少し、非繊維工業分野では両性イオン界面活性剤の不採算製品を販売中止としたために販売が減少しました。しかしながら、海外向けの化合繊維油剤が好調であったため、外部顧客に対する売上高は911百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は9,528百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益は1,547百万円（前年同期比1.2%減）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維工業関連では、衣料の国内生産が低迷し、前年同期を下回る結果となりました。非繊維工業関連では、建築関連資材は低調となりましたが、自動車関連をはじめとする海外需要の取り込みもあり前年同期を上回る販売となりました。設備投資関連資材は、好調であった半導体市場の減速により前年同期を下回る販売となりました。その結果、外部顧客に対する売上高は9,528百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、エネルギーコストの上昇や原材料価格の変動など不透明要因が多く、今後とも厳しい状況が続くものと思われま

す。当社グループといたしましては、より競争力のある新製品の開発、販路の拡大及び社内の合理化をこれまで以上に進めることにより全社一丸となり業績の拡大と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、新しい時代に対応した設備の増強に努めておりますが、その有効活用と本社工場の設備の見直しを展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は1,248百万円でありましたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 78 期 〔2015年4月1日から 2016年3月31日まで〕	第 79 期 〔2016年4月1日から 2017年3月31日まで〕	第 80 期 〔2017年4月1日から 2018年3月31日まで〕	第81期(当期) 〔2018年4月1日から 2019年3月31日まで〕
売 上 高	32,343	31,376	32,112	32,803
経 常 利 益	5,013	5,907	5,825	6,397
親会社株主に帰属する当期純利益	3,191	3,961	3,830	4,534
1株当たり当期純利益	920円44銭	1,213円38銭	1,183円38銭	1,401円19銭
純 資 産	44,090	47,036	49,677	52,867
総 資 産	52,946	57,154	60,093	63,070

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 子会社等の状況

当期の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア 1社で、当社の議決権比率は65%であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社、他1社であります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を21.0%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

6. 主要な事業内容

品 目	用 途	主 要 製 品
界 面 活 性 剤 部 門	陰イオン界面活性剤	繊維工業 化合繊維糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤 農薬工業 農薬防疫用乳化剤 ゴム工業 防着、離型剤 洗剤工業 食器、食品洗浄剤
	非イオン界面活性剤	繊維工業 化合繊維糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント 織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤 鉄鋼金属工業 圧延油、作動油、金属洗浄剤 製缶工業 成型用油剤 樹脂工業 合成樹脂用練込帯電防止剤 化粧品工業 乳化剤 公害防止産業 流出油処理剤
	陽・両性イオン界面活性剤	繊維工業 柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤 樹脂工業 合成樹脂用帯電防止剤 化粧品工業 洗剤原料
そ の 他 部 門	高分子・無機製品	繊維工業 経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤 建材工業 壁材用接着補強剤、軽量化充填剤 機械工業 合成ダイヤモンド 電機・機械工業 磁性流体 自動車産業 軽量化剤 印刷工業 インキ、塗料加工剤 化粧品工業 触感向上剤、紫外線防止剤 エレクトロニクス産業 感熱用薬剤、電池用多孔化剤
	仕 入 商 品	建材工業 リシン用基剤樹脂 繊維工業 経糸用糊剤

7. 主要な営業所及び工場

- (1) 当 社
営 業 所 大阪営業所 東京営業所 金沢営業所
工 場 本社製造部門 静岡製造部 (袋井市)
大阪製造部 (高石市)
- (2) 子会社
工 場 インドネシア工場

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
合 計	468名	12名増

9. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 3,236,111株 (自己株式1,276,540株を除く。)
2. 株 主 数 640名
3. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 本 興 産 株 式 会 社	677,156株	20.92%
松 栄 産 業 株 式 会 社	320,569	9.91
有 限 会 社 木 村	207,900	6.42
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	135,480	4.19
木 村 直 樹	133,247	4.12
松 本 新 太 郎	123,290	3.81
岩 田 み ち 子	115,908	3.58
木 村 芳 樹	93,328	2.88
鱒 洲 み よ 子	86,038	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	85,700	2.65

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村直樹	松本興産株式会社代表取締役社長 鴻池運輸株式会社社外取締役
代表取締役専務	矢野真剛	管理本部長
専務取締役	久下修平	技術生産本部長兼技術部長
常務取締役	山田正幸	管理本部副本部長兼管理部長兼合弁事業室長
常務取締役	岡田幸久	営業本部長兼輸出部長
取締役	柴野道宏	技術生産本部副本部長兼第三研究部長
取締役	橘興林	営業本部副本部長
取締役	柳田登	
常勤監査役	山根紳一郎	
監査役	三嶋孝司	
監査役	叶智加羅	叶法律事務所代表 株式会社大森屋社外監査役
監査役	西本清一	地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 公益財団法人京都高度技術研究所理事長

(注) 1. 当期中の異動

2018年6月28日開催の第80回定時株主総会において、橘興林氏が新たに取締役に、山根紳一郎氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、専務取締役山根紳一郎、常務取締役木村芳樹、取締役田中耕嗣、久保克己の4氏は任期満了により、常勤監査役高橋修氏は辞任により退任いたしました。

2. 取締役柳田登氏は社外取締役であります。

なお、取締役柳田登氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 監査役三嶋孝司、監査役叶智加羅、監査役西本清一の各氏は社外監査役であります。

なお、監査役三嶋孝司、監査役西本清一の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (1名)	195百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	32百万円 (19百万円)
合計	17名	228百万円

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表及び株式会社大森屋の社外監査役であります。当社は、株式会社大森屋とは特別の関係はありませんが、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における活動状況

イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

	取締役会(13回開催)		監査役会(15回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柳田 登	13回	100%		
監査役 三嶋孝司	13回	100%	15回	100%
監査役 叶 智加羅	12回	92.3%	14回	93.3%
監査役 西本清一	13回	100%	15回	100%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役柳田登氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役三嶋孝司氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

3. 子会社の監査に関する事項

I 企業集団の現況に関する事項 5. 重要な親会社及び子会社の状況に記載の当社の重要な子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

V 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守すべき基本として「松本油脂製菓グループ企業行動規範」を制定し、コンプライアンスを徹底する体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループのリスク管理については「リスク管理規程」に基づき、松本油脂製菓グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
 - (2) 当社グループ全体の組織横断的リスクへの対応は、当社代表取締役社長を本部長として対策本部を設置し、管理部を事務局として迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。各部門所轄業務に附属するリスクは担当部門がこれにあたり、その状況はすべて取締役会・監査役会及び管理部に報告される。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて、月1回開催される取締役会において決定する。また、必要に応じて臨時取締役会及び代表取締役との打合わせ、並びに取締役を横断する連絡会議において審議し、意思決定のプロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的な運用状況を検証する体制をとる。
5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの業務の適正については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適正なものとし、子会社を担当する取締役は、子会社の法令の遵守並びにリスク管理体制を構築する責任を持つ。子会社は、業務推進状況及び地域社会の様相について随時子会社を担当する取締役に報告し、意思の疎通を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助する使用人は置かないが、監査役の職務を補助すべき組織として、管理部がこれを担当する。
なお、補助業務に関しては取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は当社グループの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
なお、使用人にあつては取締役を経由して報告するものとする。
 - (2) 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
 - (3) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を行った時は、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査役会による取締役及び使用人から情報収集の機会及び監査法人との情報交換の機会を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理部及び内部監査担当者が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は1926年の創業以来、界面活性剤メーカーとして紡糸・紡績油剤から糊付け、染色、最終仕上げ加工まで繊維産業のすべての生産工程に係わる薬剤を提供し、繊維産業の発展に大きく貢献してまいりました。

また、一般工業分野においても、長年蓄えてきた界面科学の技術を駆使して、様々な機能性工業薬品を開発し、多様な産業分野への市場開拓に力を注いでまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉は、①繊維産業のグローバル化に伴う新たな市場を開拓する力、②炭素繊維やアラミド繊維あるいは生分解性繊維等スーパー繊維といわれる先端技術への対応力や繊維産業向けの薬剤の高機能化に伴う技術開発力、③マイクロカプセル・マイクロビーズ等の超微粒子の分野において当社が占める高いマーケットシェア、④用途開発が進む一般工業用の界面活性剤・高分子製品の技術開発力及び⑤IS09001及びIS014001により運用される生産体制や品質保証体制など、創業以来培ってまいりました有形無形の財産に加えて、お取引先様、お得意先様、当社従業員等との長年に亘る信頼関係の維持等にあるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のための取組みといたしまして、当社の社是「顧客には良品廉価で満足を」が示すように、多様化するお取引先様、お得意様のニーズをいち早くとらえ、新たな価値ある製品をご提供できるよう豊富なスタッフによる研究開発・製造に努めてまいります。また、当社は界面活性剤分野のみならず、高分子分野におきましても独自の技術開発を行うことにより現在の地位を築いてまいりましたが、今後も技術開発力を高めていくことにより、海外顧客層の拡大を図り、グローバル経済への対応力を強化してまいります。さらに、当社及び当社グループの事業構成とその方向性を明確にし、選択と集中により経営資源の配分見直しを継続的に進め、資本効率を高める事業投資、設備投資を行い、将来に亘って拡大・発展させる布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努めてまいります。

海外におきましては、成長市場である中国・インド等での拡販に重点課題として取り組むとともに、北米やヨーロッパにおいても積極的な展開を図ってまいります。

当社は、業績の伸びに応じて株主利益の増大を図ることを利益配分の基本方針とし、剰余金の配当を行っております。また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えて活用してまいります。

さらに、当社は、社会的責任への取組み強化も積極的に推進してまいります。法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、社会的責任に対する真摯な姿勢・誠実な対応がお取引先様、お得意先様から信頼される会社であるための要件であることを自覚し、界面活性剤メーカーとして常に付加価値をお届けする研究開発及び品質保証体制の強化に努めてまいります。これらに加え、環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等の充実にも鋭意努力してまいります。コーポレート・ガバナンスにつきましては、意思決定のスピードアップと活力のある組織運営に努めており、1999年より変化する経営環境に迅速かつ緊張感を持って対応するため取締役の任期を1年としております。

今後とも界面活性剤メーカーとして安全で高品質な製品を提供することは勿論のこと、お取引先様、お得意先様に信頼され多様化するニーズに対応できる分野を開拓し、さらなる事業拡大と業績向上に向けて一層の努力を重ねてまいります。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、2008年5月16日開催の当社取締役会において、第70回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、第73回定時株主総会及び第76回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認に基づき一部変更の上当該対応策を継続いたしました（以下、当該一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）本プランの有効期限は、2017年6月に開催の当社第79回定時株主総会の終了の時までとなっております。

当社は本プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、当社取締役会において、第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを有効発生の条件として、本プランを継続することを決議し、第79回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.）について

上記2.「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的な取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3.）について

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

ロ. 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

ii) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、株主の皆様にご承認いただくことを条件として買収防衛策を導入し、また定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、本プランには株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合または独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

iii) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

iv) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	49,689	流 動 負 債	9,078
現金及び預金	36,617	買 掛 金	6,224
受取手形及び売掛金	8,642	未 払 法 人 税 等	1,001
有 価 証 券	1	賞 与 引 当 金	296
た な 卸 資 産	3,596	そ の 他	1,555
そ の 他	834	固 定 負 債	1,124
貸 倒 引 当 金	△2	退 職 給 付 に 係 る 負 債	933
		資 産 除 去 債 務	107
固 定 資 産	13,380	繰 延 税 金 負 債	15
有 形 固 定 資 産	5,208	そ の 他	67
建 物 及 び 構 築 物	1,947	負 債 合 計	10,203
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,703	純 資 産 の 部	
土 地	529	株 主 資 本	51,598
建 設 仮 勘 定	898	資 本 金	6,090
そ の 他	128	資 本 剰 余 金	6,518
無 形 固 定 資 産	34	利 益 剰 余 金	46,310
投 資 そ の 他 の 資 産	8,137	自 己 株 式	△7,320
投 資 有 価 証 券	7,113	その他の包括利益累計額	1,122
繰 延 税 金 資 産	8	そ の 他 有 価 証 券	1,296
保 険 積 立 金	789	評 価 差 額 金	△167
そ の 他	234	為 替 換 算 調 整 勘 定	△6
貸 倒 引 当 金	△7	退 職 給 付 に 係 る	調整 累 計 額
		調 整 累 計 額	146
		非 支 配 株 主 持 分	146
		純 資 産 合 計	52,867
資 産 合 計	63,070	負 債 及 び 純 資 産 合 計	63,070

連 結 損 益 計 算 書

〔 2018年4月1日から
2019年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		32,803
売 上 原 価		23,625
売 上 総 利 益		9,177
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,922
営 業 利 益		5,255
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	80	
受 取 配 当 金	105	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	109	
為 替 差 益	741	
そ の 他	123	1,160
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	18	18
経 常 利 益		6,397
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
有 価 証 券 売 却 益	13	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2	
厚 生 年 金 基 金 解 散 損 失 引 当 金 戻 入 額	19	35
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20	20
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,411
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,798	
法 人 税 等 調 整 額	75	1,873
当 期 純 利 益		4,537
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,534

連結株主資本等変動計算書

〔 2018年4月1日から
2019年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,090	6,519	42,747	△7,317	48,038
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△970		△970
親会社株主に帰属する当期純利益			4,534		4,534
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
そ の 他		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	3,563	△2	3,560
当 期 末 残 高	6,090	6,518	46,310	△7,320	51,598

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,639	△115	△38	1,485	153	49,677
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△970
親会社株主に帰属する当期純利益						4,534
自 己 株 式 の 取 得						△2
そ の 他						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△342	△52	31	△363	△7	△370
当 期 変 動 額 合 計	△342	△52	31	△363	△7	3,189
当 期 末 残 高	1,296	△167	△6	1,122	146	52,867

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称：株式会社マツモトユシ・インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

関連会社の名称：日本クエーカー・ケミカル株式会社

立松化工股份有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないものは総平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：主として総平均法

原材料：主として総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 1998年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法

② 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
主として旧定額法

③ 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

建物附属設備、構築物

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定率法
- ③ 2016年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

機械装置

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	8年
工具、器具及び備品	4～10年

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用して連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度で一括して費用処理しております。

③ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正等の適用

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,941百万円
2. 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は117百万円であります。
3. 過年度に取得した資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は、機械装置及び運搬具36百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,512,651株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	970	300	2018年 3月31日	2018年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,132	350	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として資産の保全を目的とし、安全性の高いものに限って行うものとしております。

必要に応じてデリバティブ取引等を行う場合は、取締役会の承認を得るものとしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外展開に伴う外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託、投資事業組合出資であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、6ヶ月以内の支払期日となっております。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権に関しては、営業部門が取引先ごとに期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延のおそれのあるときは関係部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

金融商品は、金融商品並びに為替管理規程に従い、取締役会の承認を得た安全性の高いものを対象としています。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式は、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また、債券、投資信託、投資事業組合出資については、継続的なモニタリングを通して管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は、手元流動性を高水準に保つことにより流動性リスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	36,617	36,617	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,642	8,642	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,360	5,360	—
(4) 長期貸付金	192	192	—
(5) 買掛金	(6,224)	(6,224)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

連結貸借対照表計上額は全て外貨建であるため、連結決算日の直物為替相場で換算した価額をもって時価としております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,754百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（1 株当たり情報に関する注記）

1 株当たり純資産額	16,291円48銭
1 株当たり当期純利益金額	1,401円19銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	49,328	流 動 負 債	9,089
現金及び預金	36,508	買掛金	6,246
受取手形	725	未払金	1,453
売掛金	7,870	未払法人税等	999
有価証券	1	賞与引当金	296
商品及び製品	1,966	その他	94
仕掛品	494	固 定 負 債	1,104
原材料	921	退職給付引当金	895
貯蔵品	38	資産除去債務	107
その他	799	繰延税金負債	33
貸倒引当金	△0	その他	67
固 定 資 産	12,475	負 債 合 計	10,194
有 形 固 定 資 産	5,157	純 資 産 の 部	
建物	1,214	株 主 資 本	50,313
構築物	731	資 本 金	6,090
機械装置	1,687	資 本 剰 余 金	6,518
車両運搬具	7	資本準備金	737
工具、器具及び備品	124	その他資本剰余金	5,780
土地	512	利 益 剰 余 金	45,025
建設仮勘定	878	利益準備金	785
無 形 固 定 資 産	34	その他利益剰余金	44,240
ソフトウェア	26	退職給与積立金	300
その他	7	別途積立金	24,800
投資その他の資産	7,284	繰越利益剰余金	19,140
投資有価証券	5,877	自 己 株 式	△7,320
関係会社株式	394	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,296
保険積立金	789	その他有価証券	
その他	230	評価差額金	1,296
貸倒引当金	△7	純 資 産 合 計	51,610
資 産 合 計	61,804	負 債 及 び 純 資 産 合 計	61,804

損 益 計 算 書

〔 2018年4月1日から
2019年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		32,342
売 上 原 価		23,274
売 上 総 利 益		9,068
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,839
営 業 利 益		5,228
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	80	
受 取 配 当 金	143	
為 替 差 益	749	
そ の 他	123	1,096
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	18	18
経 常 利 益		6,306
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
有 価 証 券 売 却 益	13	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2	
厚生年基金基金解散損失 引当金戻入額	19	35
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20	20
税 引 前 当 期 純 利 益		6,321
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,792	
法 人 税 等 調 整 額	74	1,867
当 期 純 利 益		4,453

株主資本等変動計算書

[2018年4月1日から
2019年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,090	737	5,780	6,518
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	6,090	737	5,780	6,518

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
	退 職 給 与 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	785	300	24,800	15,658	41,543
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△970	△970
当 期 純 利 益				4,453	4,453
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	3,482	3,482
当 期 末 残 高	785	300	24,800	19,140	45,025

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△7,317	46,833	1,639	1,639	48,472
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△970			△970
当 期 純 利 益		4,453			4,453
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△342	△342	△342
当 期 変 動 額 合 計	△2	3,480	△342	△342	3,137
当 期 末 残 高	△7,320	50,313	1,296	1,296	51,610

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないものは総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：総平均法

原材料：総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 1998年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

② 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの
旧定額法

③ 2007年4月1日以後に取得したものの
定額法

建物附属設備、構築物

① 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

② 2007年4月1日以後に取得したものの
定率法

③ 2016年4月1日以後に取得したものの
定額法

機械装置

① 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定額法

② 2007年4月1日以降に取得したものの
定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

① 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

② 2007年4月1日以後に取得したものの
定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	8年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用はその発生時の事業年度で一括して費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,785百万円 |
| 2. 担保受入金融資産 | |
| 売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は117百万円であります。 | |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 2,229百万円 |
| 短期金銭債務 | 705百万円 |
| 長期金銭債務 | 16百万円 |
| 4. 過年度に取得した資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は、機械装置36百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。 | |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	5,249百万円
仕入高	1,622百万円
販売費及び一般管理費	100百万円
営業取引以外の取引による取引高	93百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	1,276,540株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	274百万円
賞与引当金	90百万円
その他有価証券評価差額金	62百万円
未払事業税	58百万円
ゴルフ会員権評価損	40百万円
減価償却超過額	26百万円
投資有価証券評価損	20百万円
未払社会保険料	10百万円
その他	16百万円
繰延税金資産合計	600百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	634百万円
繰延税金負債合計	634百万円
繰延税金負債純額	33百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
関連 会社	日本クエーカー・ ケミカル株式会社	所有	当社製品の販売 原材料の購入 役員の兼任	売上(注)1	4,900	売掛金	2,036
		直接 50% 間接 —		仕入(注)2	1,599	買掛金	699

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 売上：製品の販売単価は、製品製造原価に管理費を加算した金額により毎期価格交渉の上決定しております。

(注) 2. 仕入：原材料の購入単価は、市場価格に基づいた価格交渉の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	15,948円20銭
1株当たり当期純利益金額	1,376円07銭

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
単元株式数	100株
基準日	3月31日 その他必要がある場合は、あらかじめ公告して定める日
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
(インターネット ホームページ) U R L	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公告方法	当会社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。 電子公告掲載URL http://www.mtmtys.co.jp/
上場証券取引所	東京証券取引所 (JASDAQ市場)

※ご注意

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及び照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設いたしました。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。